1. 総合口座取引

- (1)次の各取引は、百十四総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - ①普通預金
 - ②定期預金、市場金利連動型定期預金、期日指定 定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金(以下これらを 「定期預金等」といいます。)
 - ③②の定期預金等を担保とする当座貸越
- (2)普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項①②の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1)普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 期日指定定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金 (M型) の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金等の預入れ、解約または書替継続については、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、解約については当店以外の場合は取引内容に応じて取扱わないこともあります。

3. 定期預金等の自動継続等

- (1)自動継続定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長お預り期限にそれぞれ期日指定定期預金、据置定期預金に自動的に継続します。継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合は自由金利型3年定期預金(M型)の複利型として継続し、継続後の据置定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合には自動継続しません。
- (2)継続された預金についても前項と同様とします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置定期預金については、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期限)までにその旨を申出てください。
- (4)継続を停止した期日指定定期預金のうち最長お預り期限を満期日としたものは、満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。
- (5)継続を停止した据置定期預金は、最長お預り期限 到来時に自動的に解約し、元利金はこの取引の普

通預金へ入金します。

(6)継続を停止した自由金利型定期預金(M型)は満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

4. 預金の払戻し等

- (1)普通預金の払戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印(外国人の場合は届出の印章により記名押印または署名)して、通帳とともに提出してください。なお、書替継続(第3条第1項により継続する場合、減額して書替継続する場合および利息を現金により支払う場合を除きます。)については、通帳のみでも取扱います。
- (2) 前項の払戻し、解約または書替継続の手続に加え、 普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金を 解約もしくは書替継続することについて正当な権 限を有することを確認するため当行所定の本人確 認資料の提示等の手続を求めることがあります。 この場合、当行が必要と認めるときは、この確認 ができるまでは払戻し、解約または書替継続を行 いません。
- (3)普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4)普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、 その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を 利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえる ときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とし ます。
- (5) 当行が別に定める時限以降に普通預金口座に受入 した資金は、入金日における各種料金等の自動支 払には充当しません。

5. 預金利息の支払い

- (1)普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および 中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、 その利払日に普通預金に入金します。現金で受取 ることはできません。

6. 当座貸越

- (1)普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2)前項による当座貸越の限度額(以下「限度額」といいます。)は、定期預金等の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。) は貸越金残高に達するまで自動的に返済に

あてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合 には、第8条第1項①の貸越利率の高い順にその返 済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1)この取引に定期預金等があるときは、その合計額 について第2項の順序に従い、334万円を限度に貸 越金の担保として質権を設定します。
- (2)この取引に定期預金等があるときは、第8条第1項 ①の貸越利率の低いものから順次担保とします。 なお、貸越利率が同一となる定期預金等が数口あ る場合には、預入日(継続をしたときはその継続 日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金等について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方式により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることと なるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支 払ってください。

8. 貸越金利息等

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3 月と9月の当行所定の日に、1年を365日として 日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸 越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、 次のとおりとします。
 - A. 定期預金を貸越金の担保とする場合 その定期預金ごとにその約定利率(期日指定 定期預金については、その「2年以上」の利率) に年0.25%を加えた利率
 - B. 1993年6月21日以後に預入または継続した期日 指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」 の利率に年0.50%を加えた利率
 - C. 据置定期預金を貸越金の担保とする場合 その据置定期預金ごとにその「3年」の利率に 年0.50%を加えた利率
 - D. 市場金利連動型定期預金を貸越金の担保とする 場合

その市場金利連動型定期預金ごとにその約定 利率に年0.50%を加えた利率

E. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保と する場合

> その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその 約定利率に年0.50%を加えた利率

- F. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率 に年0.50%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、 当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこ

- える金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金等の全額の解約により、残 高が零となった場合には、①にかかわらず貸越 金の利息を同時に支払ってください。また、普 通預金に残高のある場合は、普通預金から引落 すこともできるものとします。なお、定期預金 等の一部について解約があった場合でも、貸越 元利金の額が残存する定期預金等の元利金をう わまわる場合は同様とします。
- (2)当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. 非課税貯蓄限度額超過時の取扱い

この口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、第5条第2号に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するときには新たに口座(以下「別口座」といいます。)を作成のうえ(すでに別口座がある場合には当該口座に)その振替金額または利息額を入金することがあります。

10. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、 住所その他の届出事項に変更があったときは、直 ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更 の届出前に生じた損害については、当行に過失が ある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、 解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳 の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。 この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求 めることがあります。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知また は送付書類を発送した場合には延着しまたは到着 しなかったときでも通常到達すべき時に到達した ものとみなします。

11. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4)第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5)第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書等、諸届その他の書類に使用された印影(外国人の場合は印影または署名)を届出の印鑑(外国人の場合は届出の印鑑または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人である場合には、盗取された 通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは元利金 の支払いの額に相当する金額について、次条によ り補てんを請求することができます。

13. 盗難通帳による払戻し等

- (1)預金者が個人の場合であって、盗取された通帳を 用いて行われた不正な払戻しまたは元利金の支払 い(以下、本条において「当該払戻し等」という。) については、次の各号のすべてに該当する場合、 預金者は当行に対して当該払戻し等の額に相当す る金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手 数料に相当する金額の補てんを請求することがで きます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行へ の通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、捜査機関に被害届を提出している ことその他の盗取されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しまたは元利金の支払いの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻し等が行われたことについて、 当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過 失(重過失を除く)があることを当行が証明した 場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する 金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、 通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明ら かでないときは、盗取された通帳を用いて行われ た不正な払戻しまたは元利金の支払いが最初に行

- われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻し等が行われたことについて当行が善 意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該 当すること
 - A. 当該払戻し等が預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族 その他の同居人、または家事使用人によって行 われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会 秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われ たこと
- (5) 当行がこの取引について預金者に普通預金の払戻しまたは定期預金の元利金の支払いを行っている場合には、この払戻しまたは元利金の支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻し等を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この取引にかかる普通預金の払戻請求権または定期預金の元利金支払請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、 当行は、当該補てんを行った金額の限度において、 盗取された通帳により不正な払戻しまたは元利金 の支払いを受けた者その他の第三者に対して預金 者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請 求権を取得するものとします。

14. 即時支払

- (1)次の各場合の一つにでも該当した場合に貸越元利 金等があるときは、当行からの請求がなくても、 それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の 申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第8条第1項②により極度額をこえたまま6か月 を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2)次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れている とき
- ②その他の債権の保全を必要とする相当の事由が 生じたとき

15. 解約等

- (1)普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参の うえ、当店に申出てください。この場合、この取 引は終了するものとし、貸越元利金等があるとき はそれらを支払ってください。なお、通帳に定期 預金等がある場合で、その残高があるときは、別 途に定期預金等の証書(通帳)を発行します。
- (2)前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3)前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる 関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る 目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不当に暴力団員等を利用していると 認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便 宜を供与するなどの関与をしていると認められ る関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか―にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力 を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害 する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

16. 差引計算等

- (1)この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は、事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直 ちに支払ってください。
 - ③前各号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の 利息および損害金の計算については、その期間を 計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその 約定利率とします。

17. 譲渡、質入れの禁止

- (1)普通預金、定期預金等その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの取引の通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

18. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、定期預金等は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができることとします。なお、定期預金等が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金 等の債務がある場合には充当の順序方法を指定 のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に 提出してください。
 - ただし、定期預金等の相殺をすることにより、 第6条の規定に基づいて定まる極度額を貸越金 の金額がこえることとなる場合には、極度額を こえることになる金額については優先して貸越 金に充当することとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定

- する順序方法により充当いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じる おそれがある場合には、当行は遅延なく異議を 述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方 法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①定期預金等の利息の計算については、当行の当 該各取引の規定によるものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払いを要しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限 前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の 期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制 限がある場合においても相殺することができるも のとします。

19. 規定の変更

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上